

社会福祉法人 伊賀市社会事業協会
相談支援事業所 すきっぷ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が開設する相談支援事業所 すきっぷ（以下「事業所」という。）が行なう指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業（以下「指定計画相談支援等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害者または障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行なう者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なうものとする。

3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行なう者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

相談支援事業所 すきっぷ

(2) 所在地

三重県伊賀市朝屋725番地の1

(職員の職種、量数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・相談支援専門員兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。
- (2) 相談支援専門員 2人（常勤1人、兼務1人）
相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行なうものとする。
- (3) 事務職員 1人（常勤・兼務1人）
事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、利用者に係る緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

- (1) 営業日及びサービス提供日
月曜日から金曜日までとする（12月29日～1月3日及び祝日を除く。）
- (2) 営業時間及びサービス提供時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 前2号のほか、電話等により緊急時に連絡が可能な体制とする。

（指定相談支援を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

（指定計画相談支援の提供方法及び内容）

第7条 事業所で行なう指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
利用者等の立場に立って懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行なうとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行なうものとする。
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
 - (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行なうものとする。
 - (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行なうものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (3) サービス等利用計画案の作成
 - (ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下

「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

- (イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
 - (ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。
- (4) サービス等利用計画の作成
- (ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行ない、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行なうとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行なうサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行なうとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
 - (ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。
- (5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施
- (ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行なう者等との連絡を継続的に行ない、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。
 - (イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行なう者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行なうものとする。
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行なうものとする。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第 8 条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項の規定又は児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項により算定された計画相談支援又は指定障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行なう指定計画相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から片道 1 km毎に 20円

- 3 前2項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定利用者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第9条 前条の規定は、事業所で行なう指定障害児相談支援の提供方法及び内容について、準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第46条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

2 事業所は、利用者等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和24年政令第74号。以下「令」という。)第25条の2第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、伊賀市全域とする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合には速やかに都道府県、市町村、利用者のご家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずる

ものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行なうものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定相談支援等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定相談支援に関し、法第 10 条の第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により三重県知事が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行なう報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は三重県知事及び市町村長が行なう調査に協力するとともに、市町村又は三重県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 提供した指定障害児相談支援に関し、法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が、法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により三重県知事が、また、法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行なう報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は三重県知事及び市町村長が行なう調査に協力するとともに、市町村又は三重県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行なう調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 協会は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第16条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるよう努めるものとする。

事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第18条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(職員の研修)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年4回以上

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、利用者に対し適切な指定計画相談支援を提供できるよう、職員の勤務の体制

を定めておくものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者、設備、備品、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する